

入 札 説 明 書

経皮的腎結石破碎術装置

令和3年10月

国立大学法人旭川医科大学

I 入札及び契約に関する事項

1 契約担当者等

- (1) 国立大学法人旭川医科大学 学長職務代理 松野 丈夫
- (2) 所属部局名 国立大学法人旭川医科大学
◎調達機関番号 415 ◎所在番号 01
- (3) 所在地 〒078-8510 旭川市緑が丘東2条1丁目1-1

2 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量 経皮的腎結石破碎術装置 1式
- (2) 調達件名の特質等 購入物品の性能等に関し、学長職務代理が入札説明書で指定する特質等を有すること。(詳細は、別冊仕様書による。)
- (3) 納入期限 令和4年3月31日
- (4) 納入場所 旭川医科大学病院手術室
- (5) 納入方法 本学職員の指示による
- (6) 入札方法

落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行うので、

① 競争加入者又はその代理人(以下「競争加入者等」という。)は、物品代金に関する前金払の有無、前金払の割合又は金額、部分払の有無又はその支払回数等の契約条件を、別冊契約書(案)及び本学契約細則第39条第1項に規定する別記第3号の物品供給契約基準(以下「契約基準」という。)に基づき十分考慮して入札金額を見積るものとする。

また、購入物品の本体価格のほか、搬入、据付、設置、設定、データ移行、動作確認、教育訓練に要する一切の諸経費を含め入札金額を見積るものとする。

② 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、競争加入者等は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

- (7) 入札保証金及び契約保証金 免除する。

3 競争参加資格

- (1) 契約細則第4条及び第5条に規定される次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有さない。

① 未成年者(婚姻若しくは営業許可を受けている者を除く。)、成年被後見人、被保佐人及び被補助人並びに破産者で復権を得ない者。なお、未成年者、被保佐人及び被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている場合は、これにあたらぬ。

② 以下の各号のいずれかに該当し、かつ、その事実があつた後3年を経過していない者(これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。)

(ア) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき

(ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき

(エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき

(オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき

(カ) 前各号のいずれかに該当する事実があつた後3年を経過しない者を、契約の履行に当たり

代理人、支配人その他の使用人として使用したとき

- (2) 国の競争参加資格（全省庁統一資格）において、令和3年度（平成33年度）に北海道地域の「物品の販売」のA、B、C又はDの等級に格付けされている者であること。なお、競争参加資格を有しない競争加入者は、速やかに資格審査申請を行う必要がある。競争参加資格に関する問い合わせ先は令和3年3月31日付け号外政府調達第60号の官報の競争参加者の資格に関する公示の別表に掲げる機関で受け付けている。
- (3) 入札公告においてアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることとした場合にあっては、当該体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 入札公告に示した物品を指定する日時、場所に十分に納入することができることを証明した者であること。
- (5) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づいて医療機器の販売業の許可を得ていることを証明した者であること。
- (6) 公正性かつ無差別性が確保されている場合を除き、本件調達の仕様の策定に直接関与していない者であること。
- (7) 調達のための調査を請け負った者又はその関連会社でないこと。（当該者が当該関与によって競争上の不公正な利点を享受しない場合を除く。）
- (8) 本件調達の入札において、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）に違反し、価格又はその他の点に関し、公正な競争を不法に阻害するために入札を行った者でないこと。
- (9) 学長職務代理から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書並びに入札公告及び入札説明書に示した物品を納入できることを証明する書類（以下「納入できることを証明する書類」という。）の提出場所、契約条項を示す場所並びに問い合わせ先
〒 078-8510 旭川市緑が丘東2条1丁目1-1
国立大学法人旭川医科大学事務局会計課調達係長 梶 修人
TEL 0166-68-2157（直通）
- (2) 入札書の受領期限
令和3年10月18日17時00分（郵送する場合には、受領期限までに必着のこと）
- (3) 入札書の提出方法
 - ① 競争加入者等は、別冊の仕様書、契約書（案）及び契約基準を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等に疑義がある場合は、上記4の（1）に掲げる者に説明を求めることができる。
 - ② 競争加入者等は次に掲げる事項を記載した別紙様式1の入札書を作成し、直接に提出する場合は封書に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和3年10月29日開札〔経皮的腎結石破碎術装置 1式〕の入札書在中」と朱書しなければならない。
 - (ア) 供給物品名
 - (イ) 入札金額
 - (ウ) 競争加入者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印（外国人の署名を含む。以下同じ）
 - (エ) 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印
 - ③ 郵便（書留郵便に限る。）により提出する場合は二重封筒とし、表封筒に「令和3年10月29日開札〔経皮的腎結石破碎術装置 1式〕の入札書在中」と朱書し、中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を朱書し、前記4の（1）宛に入札書の受領期限までに送付しなければならない。なお、テレックス、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
 - ④ 競争加入者等は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかな

ければならない。

⑤ 競争加入者等は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(4) 入札の無効

入札書で次の各号の一に該当するものは、これを無効とする。

- ① 入札公告及び入札説明書に示した競争参加資格のない者の提出したもの
- ② 供給物品名及び入札金額のないもの
- ③ 競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印のない又は判然としないもの
- ④ 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としないもの（記載のない又は判然としない事項が、競争加入者本人の氏名（法人の場合はその名称又は商号及び代表者の氏名）又は代理人であることの表示である場合には、正当な代理であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。）
- ⑤ 供給物品名に重大な誤りのあるもの
- ⑥ 入札金額の記載が不明確なもの
- ⑦ 入札金額の記載を訂正したものでその訂正について印の押してないもの
- ⑧ 入札公告及び入札説明書において示した入札書の受領期限までに到達しなかったもの
- ⑨ 入札公告及び入札説明書に示した競争加入者等に要求される事項を履行しなかった者の提出したもの
- ⑩ 独占禁止法に違反し、価格又はその他の点に関し、公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出したもの（この場合にあつては、当該入札書を提出した者の名前を公表するものとする。）
- ⑪ その他入札に関する条件に違反したもの

(5) 入札の延期等

競争加入者等が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であつて、競争入札を公正に執行することができない状況にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することがある。

(6) 代理人による入札

- ① 代理人が入札する場合は、入札時まで代理委任状を提出しなければならない。
- ② 競争加入者等は、本件調達に係る入札について他の競争加入者の代理人を兼ねることができない。

(7) 開札の日時及び場所

令和3年10月29日14時00分

旭川医科大学事務局第二会議室

(8) 開札

- ① 開札は、競争加入者等を立ち合わせて行う。ただし、競争加入者等が立ち会わない場合は入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- ② 開札場には、競争加入者等並びに入札事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び上記①の立会職員以外の者は入場することはできない。
- ③ 競争加入者等は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ④ 競争加入者等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ、身分証明書を提示しなければならない。この場合、代理人が前記4の(6)の①に該当する代理人以外の者である場合にあつては、代理委任状を提出しなければならない。
- ⑤ 競争加入者等は、学長職務代理が特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、開札場を退場することはできない。
- ⑥ 開札場において、次の各号の一に該当する者は当該開札場から退去させる。
 - (ア) 公正な競争の執行を妨げ又は妨げようとした者
 - (イ) 公正な価格を害し又は不正の利益を得るために連合をした者
- ⑦ 開札をした場合において、競争加入者等の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がな

いときは、再度の入札を行う。この場合において、競争加入者等のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちに、その他の場合にあっては別に定める日時において入札を行う。

5 その他

- (1) 契約手続きに使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 競争加入者等に要求される事項
 - ① この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書及び別封の納入できることを証明する書類を前記3の競争参加資格を有することを証明する書類（以下「競争参加資格の確認のための書類」という。）とともに、前記4の（2）の入札書の受領期限までに提出しなければならない。
 - ② 競争加入者等は、開札日の前日までの間において、学長職務代理から納入できることを証明する書類及び競争参加資格の確認のための書類その他入札公告及び入札説明書において求められた条件に関し、説明を求められた場合には、競争加入者等の負担において完全な説明をしなければならない。
 - ③ 競争加入者等又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該競争加入者等又は契約の相手方が負担するものとする。
- (3) 競争参加資格の確認のための書類及び納入できることを証明する書類
 - ① 競争参加資格の確認のための書類及び納入できることを証明する書類は別紙に基づき作成するものとする。
 - ② 資料等の作成に要する費用は、競争加入者等の負担とする。
 - ③ 学長職務代理は、提出された書類を競争参加資格の確認並びに入札公告及び入札説明書に示した物品の技術審査以外に競争加入者等に無断で使用することはない。
 - ④ 一旦受領した書類は返却しない。
 - ⑤ 一旦受領した書類の差し替え及び再提出は認めない。競争加入者等が自己に有利な評価を受けることを目的として虚偽又は不正の記載をしたと判断される場合には、入札公告及び入札説明書に示した物品の技術審査の対象としない。
- (4) 落札者の決定方法 最低価格落札方式とする。
 - ① 前記4の（3）に従い書類・資料を添付して入札書を提出した競争加入者等であって、前記3の競争参加資格及び入札説明書において明らかにした要求要件をすべて満たし、当該競争加入者等の入札価格が契約細則第13条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った競争加入者等を落札者とする。
 - ② 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該競争加入者等にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、競争加入者等のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。
 - ③ 学長職務代理は、落札者を決定したときは、その日の翌日から7日以内に、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所並びに落札金額を、落札者とされなかった競争加入者等に書面により通知する。
 - ④ 落札者が、指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。
- (5) 手続における交渉の有無 無
- (6) 契約書の作成
 - ① 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日から7日以内（契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときは、指定の期日まで）に契約書の取り交わしをするものとする。
 - ② 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に学長職務代理が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
 - ③ 上記②の場合において、学長職務代理が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

- ④ 学長職務代理が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
 - ⑤ 提出された入札機器の技術仕様等について、すべて契約書にその内容を記載するものとする。
- (7) 支払い条件
物品代金の支払いは、納入検査終了後、適正な請求書を受理した後、翌々月末までに行うものとする。
- (8) 調達件名の検査等
- ① 落札者が入札書とともに提出した納入できることを証明する書類の内容は、仕様書等と同様にすべて納入検査等の対象とする。
 - ② 納入検査終了後、当該物品を使用している期間中において、落札者が提出した納入できることを証明する書類について虚偽の記載があることが判明した場合には、落札者に対し損害賠償等を求める場合がある。

別 紙

競争参加資格の確認のための書類及び納入できることを証明する書類

1 競争参加資格の確認のための書類

- (1) 令和3年度（平成33年度）の資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の
写し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 部
- (2) 入札機器を納入できることを証明する書類（代理店証明書等）・・・・・・・・ 1 部
- (3) アフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明する
書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 部
- (4) 納入期限を遵守することを証明する書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 部
- (5) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基
づいて医療機器の販売業の許可を得ていることを証明する書類の写し（医療
用具販売届済証、医療用具輸入承認申請書及び承認書等）・・・・・・・・ 1 部

2 納入できることを証明する書類

- (1) 入札機器の技術仕様書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 部
技術仕様書は、別冊の仕様書に示す技術的要件の項目に応じて入札機器の
性能等を数値又は具体的な表現で記載すること。
※紙媒体（3部）とExcelデータの両方で提出すること。
- (2) 入札機器のカタログ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 部
技術仕様書の各項目の該当箇所が分かるように項目番号のインデックス等
を貼付し、さらにマーカー等で該当箇所を強調し項目番号を付すこと。
また、技術仕様書で示した入札物品の性能等がカタログに記載されていな
い場合は、製造メーカー等が作成した当該性能等を証明する書類を提出する
こと。
- (3) 入札機器の構成図・構成内訳・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 部
- (4) 入札機器の定価証明書及び参考見積書、納入実績表・・・・・・・・・・・・ 1 部

(注) 上記提出書類の他、補足資料の提出を求める場合がある。

添付書類

別	冊	仕様書
別	冊	契約書 (案)
別	冊	契約基準
別紙様式 1		入札書
別紙様式 2		委任状 (記載例)